

## 契約締結前に交付する書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

※お客様は、当社との契約にあたり、この書面の内容をよくお読み下さい。

商号 ザクロ投資顧問株式会社  
所在地 本店 〒107-0052 東京都港区赤坂九丁目6番29 パシフィック乃木坂5階  
(電話番号：03-6804-2105)  
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。  
登録番号 関東財務局長（金商）第2297号

### 1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 2. 提供する投資助言の内容及び方法

(1) 当社は、次に掲げる契約プランに従って、国内株式、先物取引、FX取引及び暗号資産デリバティブ取引を対象に助言を行います。

#### 《期間契約プラン》

サービス名	契約期間	報酬額 (総額)	配信 回数	サービス内容
KTS 助言コース	1 カ月	3 万円	1~30 回	当社が推奨する有価証券及び金融商品情報及びその取引条件について、ボイスチャットサービス「Discord」若しくは当社専用ページにて情報を提供します。
	4 カ月	10 万円		
	8 カ月	18 万円		

※契約期間は、1 カ月=30 日/4 カ月=120 日/8 カ月=240 日の暦日数でのカウントとします。

※本サービスで提供する有価証券及び金融商品情報は、その他の契約プランと重複する場合があります。

※契約の自動更新は行いません。（ただし、クレジットカード支払の場合のみ、契約は自動更新します。更新を希望しない場合、契約期間満了時まで Discord 若しくは当社専用ページから解約の申し入れをして下さい。）

### 《商品販売契約プラン》

報酬額（総額）	サービス内容
500 円～30 万円の 範囲内 ※契約により 変動	有価証券及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断について、文書、動画及び書籍等、契約ごとに定める販売方法にて情報を提供します。

※本サービスで提供する有価証券及び金融商品情報は、その他の契約プランと重複する場合があります。

※契約の自動更新は行いません。

### 《単発スポット契約プラン》

報酬額（総額）	サービス内容
5,000 円～30 万円の 範囲内 ※契約により 変動	契約ごとに定める配信指定日又は配信期間中に、当社が推奨する有価証券及び金融商品情報及びその取引条件について、当社ホームページ内の会員専用ページにて情報を提供します。配信回数は、1～30 回の範囲内で、契約時の相場により変動します。 ※本プランは、当社が推奨する有価証券及び金融商品取引情報が存在する時にのみ、不定期に募集します。 ※本プランの募集時には、有価証券及び金融商品取引情報の特徴等が分かるタイトルを付して提供します。

※本サービスで提供する有価証券及び金融商品情報は、その他の契約プランと重複する場合があります。

※契約の自動更新は行いません。

## 3. 報酬等について

投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬の額は、以下に定めるとおりとします。

#### (1) 報酬体系

報酬額は、上記契約プランに従って徴収するものとします。

#### (2) 報酬の支払時期

報酬は、前払いとし、契約期間の開始までに支払うものとします。

※上記指定の時期までにお支払が確認できない場合（クレジットカード会社によるクレジットカード利用承認が得られない場合を含む）、当社の助言サービスを提供できない場合があります。

#### (3) 報酬の支払方法

報酬は、銀行振込又はクレジットカード決済による一括支払とします。

支払方法に応じた手数料（振込手数料やクレジットカード決済手数料）は、お客様負担となります。

#### (4) 契約期間

契約期間は、上記契約プランに従うものとします。契約の自動更新は行いません。（ただし、期間契約プランの「K T S 助言コース」を申し込んだ場合であって、クレジットカード支払を選択した場合、契約は自動更新となります。

更新を希望しない場合には、契約期間満了時までに Discord 又は当社専用ページから解約の申し入れをして下さい。）

#### (5) 中途解約の場合

中途解約に関しては、「5. クーリング・オフの適用」をご参照下さい。

### 4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

#### ① 株式

価格変動のリスク：価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## ② 指数先物取引

株価指数先物の価格は、対象となっている株価指数の変動等により上下するため、これにより損失が生じるおそれがあります。また、株価指数先物取引は少額の委託証拠金でその委託証拠金の額を上回る額の取引をおこなうことができ、大きな損失が発生する可能性があります。その損失額は、差し入れた委託証拠金を上回るおそれがあります。

## ③ 外国為替証拠金（F X）取引

外国為替証拠金（F X）取引は、取引通貨の価格またはスワップポイントの変動、およびスワップポイントは支払いとなる場合があるため、売り付けた際の精算金額が買い付けた際の精算金額を下回る可能性があります。また、外国為替証拠金取引（F X）は少額の委託証拠金でその委託証拠金の額を上回る額の取引をおこなうことができ、大きな損失が発生する可能性があります。その損失額は、差し入れた委託証拠金を上回るおそれがあります。

## ④ 暗号資産

暗号資産は法定通貨ではなく、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。暗号資産の価値は、物価、通貨、証券市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、取扱う暗号資産交換所の減少、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値やお客様の暗号資産取引の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。また、暗号資産証拠金取引は少額の委託証拠金でその委託証拠金の額を上回る額の取引をおこなうことができ、大きな損失が発生する可能性があります。その損失額は、差し入れた委託証拠金を上回るおそれがあります。

## ⑤ 信用取引

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります

## 5. クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

### 1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日又はその記録された電磁的記録媒体を発送した日となります。
- ③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

■投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をお支払いいただきます。

■投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

《期間契約プランの場合》

日割り計算した報酬額（KTS 助言コース 1 ヶ月(30 日)に対応する報酬額÷30 日×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただくこととします。なお、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。

《商品販売契約プラン・単発スポット契約プランの場合》

助言回数（配信回数）割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言回数（配信回数）÷契約期間中に行うこととなっている総助言回数（総配信回数）×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただきます。

※報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金します。  
※契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただかないものとします。

## 2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、お客様が契約解除の意思表示を書面で発送した日（消印日）又はその記録された電磁的記録媒体で発送した日の5日後に解除の効力が発生するものとします。契約の解除の場合は、上記「1) クーリング・オフ期間内の契約の解除」③に記載する精算方法に従って対応します。

※返金時の振込手数料はお客様負担とします。

## 6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

## 7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による契約の解除の申出があったとき  
（詳しくは、上記「5. クーリング・オフの適用」を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

## 8. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付

けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 9. 当社の苦情処置措置について

1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申出先は、下記「11. 会社の概要」のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

### 【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

## 10. 当社の紛争解決処理について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取

⑤ あっせん案の提示、受諾

## 1 1. 会社の概要

資本金	2,000 万円
役員の氏名	代表取締役 佐藤 智之
主要株主	Grand Master 株式会社
分析者・投資判断者	本土 奨
助言者	本土 奨
当社への連絡方法 及び苦情等の申出先	以下の電話番号にご連絡下さい。 ○電話番号 03-6804-2105
加入協会	当社は、一般社団法人 日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。 また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。
他の事業	・新聞、雑誌、インターネット等の広告代理業 ・書籍及び電子書籍の企画、編集、制作、電子出版